

国民健康保険喪失の届け出をお忘れなく

職場の健康保険などに加入したのに、国民健康保険(国保)をやめる届け出をしないと、保険料を二重に支払うことになります。また、誤って国保の保険証を使って診療を受けると、国保が負担した医療費を返していただくことになります。国保をやめるときには、次のものを持参して手続きしてください。

- 職場などの新しい健康保険の保険証
- 養老町国民健康保険被保険者証
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 個人番号カードまたは、個人番号通知カード



☎ 住民人権課 ☎ 32-1104

忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

日本国内在住の20から60歳までの全ての人は、国民年金の加入と年金保険料納付義務があります。また、年金制度によって老後の所得保障だけではなく、障害年金や遺族年金などが受けられるようになっています。

年金加入手続きがされていないと年金受給額の減額や、万一の時に障害年金・遺族年金が受け取れないなどの事態を招きますので、必ず手続きをしてください。

●加入の手続き

退職された人などは第1号被保険者(学生、自営業者、無職の人など)になるため、住民人権課で手続き※ をしてください。

就職された人は第2号被保険者(会社員、公務員)に、その人に扶養される配偶者は第3号被保険者になり、勤務先の事業所が加入手続きを行います。

また、配偶者の扶養から外れることで、第3号被保険者から第1号被保険者になる場合は住民人権課で手続き※ をする必要があります。



※手続き時の必要書類

- ・退職された人…厚生年金・健康保険資格喪失証明書、離職票など
- ・配偶者の扶養から外れた人…厚生年金・健康保険資格喪失証明書

☎ 住民人権課 ☎ 32-1104 大垣年金事務所 ☎ 78-5166

全国健康保険協会(協会けんぽ)健康保険料率・介護保険料率が変更となります

令和2年3月分(4月納付分)から

- 健康保険料率 9.92%(0.06%引上げ)
- 介護保険料率 1.79%(0.06%引上げ)

となります。

詳しくは全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページにて確認ください。

☎ 全国健康保険協会岐阜支部 ☎ 058-255-5155

裁判所からのお知らせ

裁判所では、国民の皆さんに新しくできた制度や裁判手続きを知っていただくために、随時テーマを定めて、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/index.html>)でご案内しております。3月のテーマは「第三者からの情報取得手続きが始まります!」です。ぜひご覧ください。

☎ 岐阜地方裁判所事務局総務課 ☎ 058-262-5122